情報共有のガイドライン策定

小売業向け推奨顔認証システム制度を発表

日本万引防止システム協会（JEAS）

現在の万引き犯罪は、大量の商品を短時間で盗む集団窃盗や転売目的で高額商品を盗むケースが増えている。その結果、小売業にとっては、万引きロスは深刻な経営問題となっている。こうした問題の解決に向け、犯人の情報を共有することで、被害を防止する取り組みが注目されている。

昨年からは東京・渋谷区内の書店3社で、万引き犯の情報を共有する「渋谷プロジェクト」が実施され、万引き犯を特定する成果があったことなど、が報告された。

工業会（日本万引防止システム協会（JEAS）は、3月3日に、小売業向け推奨顔認証システム制度を発表した。同制度は顔認証システムを活用して、犯人の情報を共有することで、小売業の万引き防止対策の一助となることを目指している。小売業向け推奨顔認証システム制度は、JEASの自主認定制度として、今春から審査開始の予定。小売業向け顔認証システムの開始にあたり、個人情報保護法を遵守した「防犯情報の共同利用」を目的とするガイドラインを策定した。防犯とプライバシー保護を両立させ、顧客の不安を払拭する取り組みとして注目される。

小売業向け推奨顔認証システム制度は、防犯目的で顔認証システム（以下、システム）の導入を検討する小売店向けに、JEASが定めた基準に適合したシステム機器及び個人情報の保護に関する法律等関係条例を遵守した、安全で安心なシステム運用の提供を目指す自主認定制度として開始。JEAS会員以外にも、参画を呼び掛ける。

稲本義範JEAS会長は、「日本各地で大量窃盗が起こっています。その対策として顔認証システムを活用し、警備の方がそれに連携して、犯罪を阻止するための戦いが繰り広げられている」と語り、小売店の厳しい状況に対する、小売業向け推奨顔認証システム制度の有効性への理解を求めた。

稲本会長

そして、小売業向け推奨顔認証システム制度について、JEASカメラ画像安全利用推進委員会のメンバーが説明した。

【入的警備と画像システム（顔認証&VMS等）の効果的な活用】

摺田祐司理事（日本電気）

顔認証システムを小売業が導入して、成功している事例が増えている。その内容はJEASの冊子で纏めている。顔認証システムは、お店で事前に警戒対象の人物を登録し、その人物を検知した場合には従業員、或いは警備員が対応する流れとなっている。この流れを有効性すべく、成功させるために非常に重要な点は、警備又は専門の方がその人物を見付け、正しい情報として登録、運用することである。人的警備と顔認証システムの連動が決め手となる。

摺田理事

ポイントとして、5つあります。①警備員能力の高度化・平準化に役立つ。②顔認証システムの数だけたくさんの警備の目が持てる。③顔認証システムがあれば長いスパンで正確な対応ができる。④常習者に関しては、平準化により、誤認逮捕を防ぐ点で効果があるという話を頂いている。そして、顔認証に加え、お店の中の映像を分析できる。私たちはVMSと呼んでいますが、映像のマネジメントシステムを同時に活用して頂き、より正しい映像とその人物の行動を確認した上で登録、活用頂ける点が非常に重要なポイントと考えている。国内の食品スーパーでは、店内保安員、警備員の方が実際の顔認証システムを店長と話しながら運用して、成果を出しています。

最近、お店の中の映像分析を専門に行うベンチャー企業があります。こうした企業は、早い段階で現行犯逮捕より精細な画像で商品隠匿の情報を確実に抑え、お客さまに提供している。そうした人物を防犯しておく、年間でどれくらいのロスが出るのかを把握した上で、顔認証システムを登録するとともに、ROI（投資利益率）まで提案して運用する企業も増えている。我々が考えるポイントを踏まえて導入すれば、非常に効果的だと考えている。

【個人情報保護法を遵守した「防犯情報の共同利用」公開に賛同】

山本健二理事（グローリー）

山本理事

個人情報の共同利用という点で、（昨年開始した）渋谷プロジェクト」で顔認証システムを活用頂き、昨年の7月から運用しています。累計の登録件数（昨年7月30日から今年2月11日まで）は27人31件で、全て万引き行為だった。万引き被害が続く中で、顔認証システムを使って予防できた事案も出てきている。

共同利用だけでなく、単独でスーパーや書店に顔認証システムを活用頂いている。顔は個人情報となるため、運用には細心の注意を払いながらも、慎重に活用頂くという点は、小売店向け推奨顔認証システム制度にも盛り込んでいる。実際に運用する警備会社、保安会社等にも活用頂けるような中身、機能を加えて、システムの要件を満たしています。

【小売業向け推奨顔認証システム制度ガイドライン】

関口昭義WG長（パナソニック システムソリューションズジャパン）

関口WG長

対象は小売業で、顔認証システム制度」を設定している皆さまです。安心安全なシステムと適切な運用サポートができる顔認証システムを販売する メーカーを選択することが重要です。色々なものが出ているため、それをどう運用するのかが大切です。こうした点については、皆さまのご理解を頂きながら進めたいと思います。

小売業向け万引防止用の顔認証システムの導入が、小売業において年々増加傾向にあります。同市場に新規参入する国内企業や海外企業も急増しています。顔認証システムは、設置環境による自照条件等の環境条件により、照合精度が大きく変わります。また個人情報を取り扱うため、個人情報保護法や肖像権、プライバシーの侵害等への法的な配慮のもと、適合する機能と適切な運用が必要です。JEASでは小売業において、防犯目的で顔認証システムを導入検討する企業様に、JEASで定めた基準に適合するシステム機器及び個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、安心で安全なシステムを運用できる「推奨顔認証システムの導入を考えている皆さまです。安心安全なシステムと適切な運用サポートができる顔認証システムを販売する メーカーを選択することが重要です。色々なものが出ているため、それをどう運用するのかが大切です。こうした点については、皆さまのご理解を頂きながら進めたいと思います。

小売業向け万引防止用の顔認証システムの導入が、小売業において年々増加傾向にあります。同市場に新規参入する国内企業や海外企業も急増しています。顔認証システムは、設置環境による自照条件等の環境条件により、照合精度が大きく変わります。また個人情報を取り扱うため、個人情報保護法や肖像権、プライバシーの侵害等への法的な配慮のもと、適合する機能と適切な運用が必要です。JEASでは小売業において、防犯目的で顔認証システムを導入検討する企業様に、JEASで定めた基準に適合するシステム機器及び個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、安心で安全なシステムを運用できる「推奨顔認証システムの導入を考えている皆さまです。安心安全なシステムと適切な運用サポートができる顔認証システムを販売する メーカーを選択することが重要です。色々なものが出ているため、それをどう運用するのかが大切です。こうした点については、皆さまのご理解を頂きながら進めたいと思います。

けました。優良な顔認証システムの開発及び、小売業に普及促進を図る自主認定制度です。

顔認証システムを製造・販売する企業の方に対してですが、推奨顔認証システム制度は個人情報保護法を遵守し、その運用が満足できるシステムを推奨します。推奨基準では、小売業の利用者が目的に合う使い方ができるように取扱説明書の記載内容を明確に指示し、個人情報の保護に関する法律に関して「カメラ画像の利活用を行う際に注意する点を考慮」等の記載があることが求められます。またシステム機器では、性能面において誇大性能表示にならないように、測定方法を明確化することなどを決めています。

顔認証システムに必要とされる基準を策定し、小売業に適合した機器を「推奨顔認証システム」と認定することで、メーカーは優良な顔認証システムの開発をすること、そして小売業に安心してご利用頂き、普及促進を図ることができます。

本制度により、安全なシステムの提供が実現し、小売業様がセールス活動に利用して、市場が拡大することを期待します。

「推奨」の意味です。当工業会は、顔認証システムの性能が実際にシステムを使用する際、効果的、有効であるかを視点で「推奨」の意味を定めています。例えば、顔認証システムの基準策定の根本には、以下のような考え方があります。万引防止・犯罪抑止の対処に関する用途に〝効果的に機能〟するために、最低限必要とされる機能・性能・運用などに関する視点で審査し、基準を満たしているシステムを「推奨」とします。

この推奨顔認証システム制度は、2つの基準で判断します。その中身とは概要です。1つ目がシステム認定基準、2つ目が運用認定基準です。小売業向け顔認証基準では、システム認定基準と運用認定基準を審査する認定制度です。

システム認定基準では、申請書等、申請機器の標準構成、環境試験に関する申告事項、構造・表示の申告事項と、必要について関連する法律などを鑑み、全て満足するかを審査します。

運用認定基準では、システムがその運用を満足する機能を有するか審査します。

そして、推奨顔認証システム制度のマークを作ります。JEASの基準に合格したシステム機器を「推奨顔認証システム」とし、推奨機器に添付できるシンボルマークを発行させて頂きます。

スケッチは基本的に、バックヤードにある機器本体などに掲示して頂こうと考えています。ユーザー様から店頭に掲示したい要望があれば、レピュテーションリスクをご説明した上で、スケッチをお渡しすることも検討しています（シール価格はJEAS正会員・賛会員とも一枚70円（送料・税別、100枚単位）会員外は一枚140円（同）。

審査はJEASが指定する場所で実施。システム搬入・撤去費用は申請者が負担します。審査対象システムは、基本ソフトウェアが同一であれば、費用は一システムとカウント。バージョンアップについては審査不要だが、分析ソフトなどの基本システムで、別の開発会社のものを使うといった大幅な仕様変更があった場合には、再申請を求める。カメラ一体型システム等で、カメラが別機種のような場合には応相談。

審査費用（税別）はJEAS会員が20万円、JEAS同賛会員が30万円、会員外は40万円。毎年3月上旬から4月中旬まで募集を行うが、今年の審査受付の開始は3月4日、締切は4月10日、審査時期は5月連休明けの予定。

システム認定基準

項目	試験項目	試験概要
1.1	連続動作	1カ月程度連続動作することを確認する
1.2	取扱説明	全体システムの操作方法が記載されていることを確認する
1.3	最大構成と異常時の動作	最大構成を確認するとともに異常時の動作を確認する
1.4	画像共有の仕組みの有無	画像共有の仕組みがあるか確認する
1.5	店舗表示義務	店舗表示義務の考え方を確認する
1.6	個人情報保護法とカメラ画像の利活用を行う際に注意する点	当工業会の資料「防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め」が理解されているか確認する
1.7	ウィルス対策	ウィルス対策の考え方を確認する

運用認定基準

項目	試験項目	試験概要
2.1	アクセス権限の明確化	アクセス権限の有無、使用方法を確認する
2.2	マスク画像の登録方法・取り込み方法	マスタ画像の登録方法、外部メディア等からの取り込み方法を確認する
2.3	許容範囲	顔認証の許容範囲（顔の左右・上下の向き）を確認する
2.4	眼鏡試験	眼鏡あるなしの認証を確認する
2.5	複数人同時認証試験	縦一列で4人連続して歩行する際の認証を確認する
2.6	ログ記録	ログに記載される内容を確認する
2.7	発報通知	人物が来店した際にわかりやすく通知されることを確認する
2.8	画像検索性	画像や来店時間から検索しやすいことを確認する
2.9	保存画像データ	顔画像データが外部に流出しないことを確認する
2.10	保存画像データの削除	顔画像データをシステムから削除できることを確認する
2.11	個人情報保護法とカメラ画像の利活用を行う際に注意する点	「防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め2017年版」Q&A等を確認する

運用認定基準の実機試験環境及び条件

【推奨環境】	
・撮影カメラ	特定カメラメーカーに固定しAXIS(P1375)Panasonic (WV-S1130V+レンズM13VG550)を使用する。但し、専用のカメラを有するシステムはそちらを利用する。
カメラ条件	
・撮影画素数	HD/フルHD
・顔認証システム取得画像枚数	2fps以上
環境条件	
・精度検証距離	10m
・照度	600lux程度
・マスク画像	テスト時に右記撮影環境で撮影
・歩行速度	80m/分

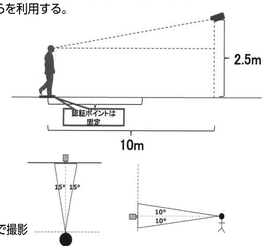

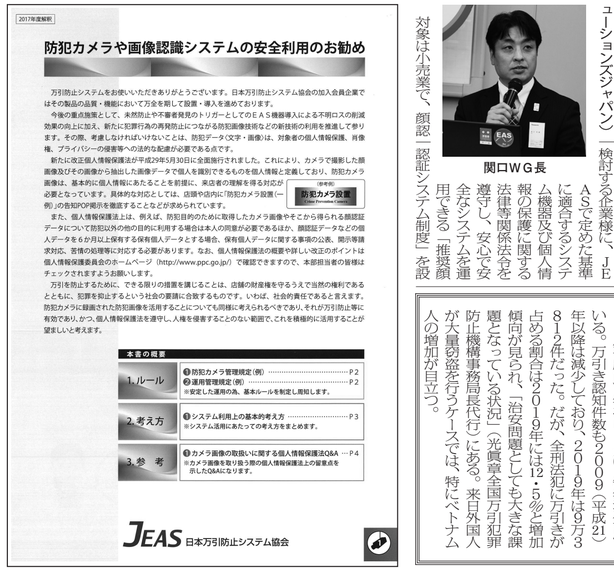

2017年度版解説

防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め

万引防止システムをお使いいただきありがとうございます。日本万引防止システム協会の加入会員企業ではその製品の品質・機能において万全を期して設置・導入を進めております。

今後の重点施策として、未然防止や不審者発見のトリガーとしてのＥＡＳ機器導入による不明ロスの削減効果の向上に加え、新たに犯罪行為の再発防止につながる防犯画像技術などの新技術の利用を推進して参ります。その際、考慮しなければいけないことは、防犯データ（文字・画像）は、対象者の個人情報保護権、肖像権、プライバシーの侵害等への法的な配慮が必要である点です。

新たに改正個人情報保護法が平成29年5月30日に全面施行されました。これにより、カメラで撮影した顔画像及びその画像から抽出した画像データで個人を識別できるものを個人情報と定義しており、防犯カメラ画像は、基本的に個人情報にあたることを前提に、来店者の理解を得る対応が必要となっています。具体的な対応としては、店頭や店内に「防犯カメラ設置（一例）」の告知POP掲示を徹底することなどが求められています。

また、個人情報保護法とは、例えば、防犯目的のために取得したカメラ画像やそこから得られる顔認証データについて防犯以外の他の目的に利用する場合は本人の同意が必要であるほか、顔認証データなどの個人データを6か月以上保有する保有個人データとする場合、保有個人データに関する事項の公表、開示等請求対応、苦情の処理等に対応する必要があります。なお、個人情報保護法の概要や詳しい改正のポイントは個人情報保護委員会のホームページ（http://www.ppc.go.jp/）で確認できますので、本部担当者の皆様はチェックされますようお願いします。

万引を防止するために、できる限りの措置を講じることは、店舗の財産権を守るうえで当然の権利であるとともに、犯罪を抑止するという社会の要請に合致するものです。いわば、社会的責任であると言えます。防犯カメラに類似された防犯画像を活用することについても同様に考えられるべきであり、それが万引防止等に有効であり、かつ、個人情報保護法を遵守し、人権を侵害することのない範囲で、これを積極的に活用することが望ましいと考えます。

本書の概要

1.ルール ❶防犯カメラ管理規定（例）…… P 2 ❷運用管理規定（例）…… P 2 ※安定した運用の為、基本ルールを制定し周知します。
2.考え方 ❸システム利用上の基本的考え方 …… P 3 ※システム活用にあたっての考え方をまとめます。
3.参考 ❹カメラ画像の取扱いに関する個人情報保護法Q&A …… P 4 ※カメラ画像を取り扱う際の個人情報保護法上の留意点を示したQ&Aになります。

JEAS 日本万引防止システム協会

万引き犯罪の現況

警察庁の統計では、刑法犯認知件数が2002（平成14）年をピークに、毎年減少している。万引き認知件数も2009（平成21）年以降は減少しており、2019年は9万3819件だった。だが、全刑法犯に万引きが占める割合は2019年には12・5%と増加傾向が見られ、「治安問題としても大きな課題となっている状況」（光眞章全国万引犯罪防止機構事務局長代行）にある。来日外国人が大量窃盗を行うケースでは、特にベトナム人の増加が目立つ。

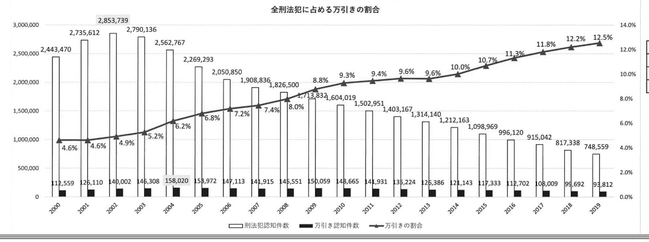

令和2（2020）年2月

（警察庁統計より万防機構作成）

刑法犯・万引き検挙者数の推移

年	2017	2018	2019
全検挙者	215,003	206,094	192,607
万引き検挙者	66,154	61,061	55,337
万引き割合	30.8%	29.6%	28.7%